

酒田市文化資料館（仮称）設置管理条例 骨子案

□条例の構成

- 第1条（設置）
- 第2条（名称及び位置）
- 第3条（業務）
- 第4条（開館時間及び休館日）
- 第5条（職員）
- 第6条（酒田市文化資料館協議会）
- 第7条（組織）
- 第8条（任期）
- 第9条（会長及び副会長）
- 第10条（会議）
- 第11条（庶務）
- 第12条（入館料）
- 第13条（損害賠償）
- 第14条（委任）

1 設置

この条例で設置する酒田市文化資料館（仮称）が目指す「目的」を定めています。

- 酒田の歴史と文化に関する資料及び特定歴史公文書（酒田市公文書等の管理に関する条例（令和3年条例第3号）第2条第4号に規定する特定歴史公文書をいう。）を市民の利用に供するとともに、市民の教養、学術及び文化の発展に寄与し、並びに特定歴史公文書の適切な保存を図ることを目的としています。

2 名称及び位置

酒田市文化資料館（仮称）の名称と位置について定めています。

- 名称 酒田市文化資料館（仮称）
※名称は令和6年3月までに正式決定する予定です。
- 位置 酒田中央西町2番59号（酒田市総合文化センター内）

3 業務

酒田市文化資料館（仮称）で行う業務について定めています。

- 現在の資料館関係の業務
 - ・酒田の歴史と文化に関する資料の収集、保管、展示及び閲覧利用並びに相談に関する業務
 - ・酒田の歴史と文化の普及活動並びに調査及び研究に関する業務
- 現在の光丘文庫関係の業務
 - ・旧財団法人光丘文庫の所蔵資料の保存及び閲覧利用並びに相談に関する業務
- 現在の埋蔵文化財整理室関係の業務
 - ・埋蔵文化財の調査、保護、展示及び閲覧利用並びに相談に関する業務
- 現在の総務課公文書等管理担当の業務
 - ・特定歴史公文書の移管、保存及び利用の促進に関する業務
 - ※特定歴史公文書の利用等については、酒田市公文書等の管理に関する条例の定めるところによります。

4 開館時間及び休館日

酒田市文化資料館（仮称）の開館時間及び休館日を定めています。

- 開館時間 午前9時から午後4時30分まで
※文化センターの日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日における開館時間は午前9時から午後5時までとされているため、最終入館可能時間を運用上午後

4時に、施設の閉館時間を午後4時30分とし、午後5時までには職員が館内の閉館作業を行ったうえで文化センターを退出できるように設定するものです。

○休館日

- ・月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、当該休日以後の直近の休日でない日）
※文化センターが開館日の場合でも、祝日等に当たっていない場合は休館します。
- ・12月29日から翌年1月3日までの日

5 職員

酒田市文化資料館（仮称）に置く職員について定めています。

○文化資料館に館長及び必要な職員を置く。

6 酒田市文化資料館協議会

酒田市文化資料館（仮称）の円滑な運営を図るため、酒田市文化資料館協議会を設置することを定めています。

文化資料館の円滑な運営を図るため、酒田市文化資料館協議会を置く。

- 協議会の委員は、10人以内とし、市長が委嘱すること。
- 任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすること。
- 会長及び副会長を置き、委員の互選により選出すること。
- 会議は、会長が招集し、会議の議長となること。
- 協議会の庶務は、企画部において処理すること。

7 入館料

酒田市文化資料館（仮称）の入館料について定めています。

○入館料 無料

8 損害賠償

酒田市文化資料館の入館者又は資料使用者の損害賠償について定めています。

- 入館者又は文化資料館の資料の使用者が、故意又は過失によって文化資料館の施設、設備及び資料を毀損し、汚損し、又は滅失したときは、市長の指示するところによりその損害を賠償しなければならないこと。
- 事故又は災害等のやむを得ない場合は、当該賠償を減額し、又は免除することができること。